

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等」 に対する意見

一般社団法人日本介護支援専門員協会

障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中で、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、障害者の地域移行や地域生活を支援するための施策が盛り込まれた報酬体系となりました。

高齢者のケアマネジメントを実践していく上で踏まえるべきこととして、高齢になって新たに障害が発生する場合と、高齢になる前より障害を有していた方が高齢期に入る場合があります。他の疾患等との複合的な生活障害を呈するケースも多いことが挙げられます。また、介護者や家族が障害福祉サービス等を必要とする場合は、いわゆる複合的課題として対応している実態は周知の通りです。地域から孤立しているケースも少なくないことから、時間をかけて多面的な支援が必要となり、より専門的なチームや専門職としての能力が求められています。

このような状況を踏まえ、「計画相談支援」において、より高い専門性を備えて質の高いケアマネジメントを実施した事業所を評価する7つの新設加算は、課題に即して対応したものと認識しています。また、障害者の地域移行や地域の体制づくりの機能を強化するため、地域全体で生活を支える共同体制を評価する体制加算が新設されたことにも賛意を表します。一方で、ケアマネジメントは障害者であっても高齢者であっても等しく行われるべきものであり、将来的には一連のケアマネジメントプロセスに係る評価は、基本単位に組み込まれるものと期待しています。

共生型サービスが導入され、高齢障害者に係る支援の上で、相談支援専門員と介護支援専門員のさらなる連携の促進が求められています。改正精神保健福祉法においては、精神科病院から退院する際の地域援助事業者として、介護支援専門員が配置されている事業所・施設が含まれていることなども踏まえ、私たち介護支援専門員も介護保険制度以外の制度を他制度と捉えずに、我が事として理解を深めなければならないと自覚しています。

すべての国民が障害の有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるものであり、選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられることのないよう、介護支援専門員も研鑽を積み、障害者にも対応する地域包括ケアシステムの構築に一層寄与してまいります。

以上